

2026.10.14

笛吹市保育協議会私立部会「保育施策に対する意見・要望」への回答

倉嶋清次

このことについて、以下のとおり回答します。

なお、回答は、現職市長という立場がありますので、基本的にはそのペースで作成されていることを申し添えます。

1. 利用定員の弾力的な運用について

昨年4月の子ども子育て支援新制度の施行により、保育施設の利用定員の扱いが従前制度に比べて厳格化されました。しかし、新制度施行後、保育関係者から様々な意見が寄せられており、国や県の考え方を確認する中で、

①上の子が在園しており下の子が同園への入所を希望する場合（兄弟入所）、

②自園の保育士が育児休業明けに入所を希望する場合

など「やむ終えない事情がある場合」については弾力的な運用を行なうこととしております。

入園希望への即応をめざし、今後とも研究を続けて参ります。

2. 小学校との連携について

現在、市教委が中心となり保幼小中高連携会議が設けられ、関係機関が参加し情報共有を図っており、市内の各小学校においては、地域の特性を生かしたスタートカリキュラムの作成に取り組んでおります。各保育園も地域の小学校と連携を深め、小学校の教育方針に即した保育を実施することが望まれます。市としても子ども達のよりよい成長に繋げられるよう、学校と保育園の連携をバックアップして参ります。

3. 指定管理の取扱いについて

市内の指定管理保育所においては、民間事業者のノウハウを生かした特色ある保育を展開し、保護者及び地域住民の信頼を得てきております。

保育所の指定管理料については、基本的には民間保育所への施設型給付費（運営補助）と同様の基準で算出しておりますが、今後、指定管理事業者の運営（決算）状況を検証する中で、検討を進めて参ります。

指定管理の完全民営化への移行に関しては、笛吹市全体の今後の保育を考える中で、検討して参ります。

4. 保育士不足への対応について

全国的な保育士不足の例に漏れず、県内・市内保育施設でも保育士の確保に苦慮しております。国でも保育士の処遇改善策に対し力を注いでいるところであり、県の動向も踏まえつつ、市としてどのような対応ができるのか研究を進めて参ります。